

参議院社会労働委員会會議録第二号

昭和三十九年一月二十八日(火曜日)
午後一時二十七分開会

委員の異動

十二月二十三日

辭任 補欠選任

加瀬 完君 藤原 道子君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 強君

理事 高野 一夫君

徳永 正利君

藤田 藤太郎君

柳岡 秋夫君

加藤 武徳君

鹿島 俊雄君

紅露 みつ君

佐藤 芳男君

丸茂 重貞君

山下 春江君

阿具根 登君

杉山 善太郎君

藤原 道子君

小平 芳平君

市川 房枝君

厚生大臣 小林 武治君

政府委員 厚生政務次官 砂原 格君

大臣官房長 梅本 純正君

大臣官房 戸沢 政方君

會計課長 若松 栄一君

公衆衛生局長 館林 宜夫君

環境衛生局長 館林 宜夫君

医務局長 尾崎 嘉篤君

薬務局長 熊崎 正夫君

社会局長 牛丸 義留君

児童局長 黒木 利克君

保険局長 小山進次郎君

年金局長 山本 正淑君

援護局長 鈴木 信吾君

社会保険庁長官 大山 正君

医療保険部長 竹下 精紀君

年金保険部長 実本 博次君

事務局側 常任委員 増本 甲吉君

会専門員

本日、の会議に付した案件

○理事の辭任及び補欠互選の件

○社会保険制度に関する調査

(厚生行政の基本方針に関する件)

(昭和三十九年度厚生省関係予算に

関する件)

○委員長(鈴木強君) ただいまより委

員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いた

します。

去る十二月二十三日、加瀬完君が委

員を辭任され、その補欠として藤原道

子君が選任されました。

○委員長(鈴木強君) 次に、委員阿具

根登君から、都合により、理事を辭任

いたしたい旨の申し出がございました

が、これを許可すること御異議ござい

ませんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

票の方法によらないで、委員長にその

指名を御一任願いたいと存じますが、

御異議ございせんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

票の方法によらないで、委員長にその

指名を御一任願いたいと存じますが、

御異議ございせんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

票の方法によらないで、委員長にその

指名を御一任願いたいと存じますが、

御異議ございせんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

票の方法によらないで、委員長にその

指名を御一任願いたいと存じますが、

御異議ございせんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

票の方法によらないで、委員長にその

指名を御一任願いたいと存じますが、

御異議ございせんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

票の方法によらないで、委員長にその

指名を御一任願いたいと存じますが、

御異議ございせんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

し、国民一人一人の生活の安定と向上

をはかるため、次のような施策に重点

を置き、逐次その水準を西欧諸国の水

準に近づけることを目標にいたしたい

と考えているのであります。

まず、第一の問題といたしまして、

所得保障施策の拡充がございまして、

生活保護費につきましては、去る三十六

年以降大幅な基準の引き上げが行なわ

れてきたのであります。明年度にお

きましては、さらに生活扶助基準の一

三割引き上げをはじめ、教育、出産、

葬祭の各扶助の基準の引き上げをはか

ることにより、経済繁栄の谷間にいる

人々の福祉の向上をはかることといた

したわけであります。

また、重度精神薄弱児の対策につ

きましては、明年度から月額千円の手当

を支給することとし、不幸な児童の福

祉の向上をはかりたい所存でありま

す。

今後のわが国の人口が構造が老齡化

するにつれて、老齡者の所得保障対策

の重要性は一段と増すことになるわけ

であります。昨年、引き続きまして、

福祉年金についてその内容を充実させ

るとともに、厚生年金保険制度につ

きまして、その給付水準を画期的に引き

上げ、いわゆる月額一万年金の実現

をはかることと、企業年金との調整

を行なうため、改正法案を今国会に提

出して御審議を願う予定に考えており

ます。

父と生計を同じくしていない児童に

対して支給いたします児童扶養手当に

つきましては、福祉年金の内容充実と

あわせまして改善をいたす所存であり

ます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

票の方法によらないで、委員長にその

指名を御一任願いたいと存じますが、

御異議ございせんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

票の方法によらないで、委員長にその

指名を御一任願いたいと存じますが、

御異議ございせんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

票の方法によらないで、委員長にその

指名を御一任願いたいと存じますが、

御異議ございせんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

票の方法によらないで、委員長にその

指名を御一任願いたいと存じますが、

御異議ございせんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

票の方法によらないで、委員長にその

指名を御一任願いたいと存じますが、

御異議ございせんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選は、投

票の方法によらないで、委員長にその

現在の、し尿、ごみ処理事情の急激な悪化を打開するために、昨年末の特別国会におきましては生活環境施設整備緊急措置法が成立し、関係施設の緊急かつ、計画的な整備を行なうこととなったわけですが、明年度におきましては、その整備に格段の意を用い、所要の財源措置を講ずることといひたいしております。

以上申し上げましたほか、遺族及び戦傷病者の処遇改善、公害対策の強化、国立公園の整備拡充等、厚生行政には重要な課題が山積しているのでありまして、今後厚生行政の推進にあたりましては、めざましい経済の進展に対応し、保健福祉の総合的向上を期することがとりわけ肝要であり、この意味で、明年度において特殊法人社会保険研究所を設置したいとしております。またこの趣旨にはかならないのであります。

以上、厚生行政の今後の方向につき所信の一端を申し述べたのであります。が、明年度における関係諸施策を遂行するため提案中の昭和三十九年度予算案においては、厚生省一般会計分として三千九百九十億円が計上されておられ、これは本年度当初予算三千三百三十三億円に比し増え六百七十七億円、率にして二〇・四％増となっております。

また、今国会には、上述の諸施策に関連して、さきにも述べました厚生年金保険法の一部改正法案のほか、社会保障研究所法案、国民年金法及び児童扶養手当法の一部改正法案その他の法案を提出し、御審議をわづらわしいと考えております。

厚生行政における諸問題の解決と、この行政の進展を期して、私は、今後とも誠意をもって努力する所存であり、ますが、ここにあらためて各位の御支援と御協力を切にお願いする次第であります。

○委員長(鈴木雄吉) 次に、厚生省関係の昭和三十九年度予算について説明を求めます。戸沢会計課長。

○政府委員(戸沢政方君) それでは私から、来年度の厚生省所管予算要求額のおもな事項について御説明申し上げたいと思ひます。

お手元にお配りいたしました「主要事項別調」という資料によりまして、簡単に注釈を加えてまいりたいと思ひます。

最初のページに一覧表が書いてございますが、一言お断わり申し上げておきますが、そこで「前年度予算額」と書いてありますのは、補正後の額の数字でございます。したがって、総額におきましては来年度の予算要求額は三千九百八十九億、これを前年度の当初予算に比べますと、当初予算額は三千三百三十三億でございましたので、対前年比二〇・四％の増となっておりますわけでございます。来年度の国の一般会計総予算額三兆二千五百五十四億は、対前年度の伸び率が一四・二％と、これも当初予算でございましたが、となっております。国の平均の伸び率に比べると、厚生省予算は六・二％も多いというところになっておるわけでございます。なお、来年度の国の総予算額に占める厚生省の予算の比率を見ますと二・三％となっております。厚生省予算が一・二％台になったのは来年初めてでございます。

次に、おもな項目を四十柱ほどあげてありますので、これについて、特に前年度と変わった点に重点を置きまして簡単に御説明したいと思ひます。

三枚ほどぐくっていただきましたので、一ページ、結核対策費関係を中心とてございまして、前年度四百三十一億に對しまして四百九十九億となつております。

まず、結核医療費、これは結核予防法によりまして医療費でございまして、初めの医療費は法第三十四条による二分の一の公費負担分でございます。対象が若干減つておりますが、これは年々申請件数が減つておるためでございます。単価につきましては、内容の改善をはかつてございまして、

それに引きかえて、次の従業禁止命令入所患者費、まるまる公費で負担する法三十五条による医療費につきましては、対象も九万三千四百人から十一万人と、かなりの増を示しております。

次に、(2)の国立結核療養所関係の経費につきましては、次のページの二ページに患者の食糧費一人一日当たり、一般食は百二十円を百二十六円に、特別食は百五十円を百五十八円六十銭にアップしてございまして、それから、整備費につきましても、前年十一億に對しまして二十二億と、倍になってございまして、ほかに債務負担行為として五億を計上してございまして、

次に、三ページの二番、精神衛生対策費、これも精神衛生法による医療費でございますが、法第二十九条による措置入院患者も、対象を五万二千八百人から五万八千人にふやし、単価もふやしてございまして、精神病院等の整備費につぎましては、前年二億五千万から三億一千万になってございまして、そこに二分の一と三分の一補助とございまして、二分の一は地方公共団体の病院、三分の一は日赤とか農協、そういつた公的医療機関への補助率でございまして、一般精神病院の増床のほか、(2)番としまして、精神衛生相談所の整備費を新しく組んでございまして、これは相談所は、従来、精神病院とか保健所等に併設されてさきやかにやつておりました。が、この重要性にかんがみまして、今後全国的に逐次独立して新設してまいりたいというわけでございまして、

次に、四ページに精神療養所の運営費、整備費がございまして、

次に、四ページの3にまいりまして、原簿障害対策費、これは大体内容は従来と同様のものですが、支給対象を若干拡大いたしまして、三キロ外の被爆者の胎児、それから死体処理等に当たった現場作業員、そういったものもこの医療の対象にするように考へております。

次に、五ページの4番の保健所費につぎましては、前年三十四億に對して三十六億と、二億近くふえておりますが、運営費のところ、三分の一補助が百分の三十四補助となつておりますのは、従来、保健所の事業費関係等の補助が非常に種目が多うございまして、旧職出ました補助金等合理化審議会の答申にも、保健所の補助金は二十種目もあつて非常に複雑である、これをひとつ統合簡素化するべきであるというふうなことがうたわれておりますので、その趣旨に沿ひまして、結核予防費とか伝染病予防費、あるいは母子衛生費関係、そういったところから統合できるものをできるだけ集めて一つの項目にまとめたわけでございます。金額にして約二億七千六百万円ほど統合いたす予定でございまして、これらの補助率が三分の一とか二分の一とか、いろいろまちまちでございまして、それを調整いたしまして、実績によつて百分の三十四という補助率を算出してゐるわけでございます。なお、保健所の職員の基本給の単価も、三十七万九千円から四十四万二千円へとベラスアップしてございまして、次のページに保健所の施設整備費が出ておりますが新設五カ所、増築十五カ所、改築三十カ所等の整備を考へております。

5番目の、らい対策費としましては、七ページの右に書いてあります患者慰安金につぎまして、その金額の増額をはかつております。

次に、6番の伝染病予防対策費につぎましては、次の八ページを見ていただきます。三番の地方病予防費補助金が、前年一億三千五百万円に對して、一億七千五百万円。内容は、日本住血吸虫病とか、フィラリア病、あるいは鉤虫病、水俣病、そういった各種の地方病に対する予防措置を一段と促進してまいりたいというわけでございまして、

(4)番の予防接種、これにつぎましては二つありまして、ポリオに対する定期予防接種を法律に基づいて実施したいというのと、インフルエンザの特別対策として、前年に引き続き、小中学生等に対して公費負担による予防接種を行ないたいというわけであります。金額が大幅に落ちておりますのは、ポリオのソーク・ワクチンを生ワクチンに変更したために、その単価の

衛生費関係、そういったところから統合できるものをできるだけ集めて一つの項目にまとめたわけでございます。金額にして約二億七千六百万円ほど統合いたす予定でございまして、これらの補助率が三分の一とか二分の一とか、いろいろまちまちでございまして、それを調整いたしまして、実績によつて百分の三十四という補助率を算出してゐるわけでございます。なお、保健所の職員の基本給の単価も、三十七万九千円から四十四万二千円へとベラスアップしてございまして、次のページに保健所の施設整備費が出ておりますが新設五カ所、増築十五カ所、改築三十カ所等の整備を考へております。

激減と、前年度にポリオにつきまして、特別対策として予算措置したものの減でございます。

次に、7番の環境衛生対策費にまいりましては、簡易水道は、前年十六億に對して約三億の増でございます。計画給水人口は約九十一万人を予定してございます。次の十ページにまいりまして、(2)番の清掃施設、(3)番の下水道終末処理施設につきましては、先ごろ成立いたしました生活環境施設整備緊急措置法の趣旨に基づきまして、当初の計画よりも一段とスピード・アップする予定でございます。し尿処理施設につきましては、前年の二十億の倍額四十一億七千万円の補助となつておるわけでございます。対象約一千三百万人分を予定してございます。

次の、ごみ処理施設につきましては、九千四百万円、七百六十万人分を予定してございます。次の下水道終末処理施設につきましては、前年十七億九千四百万円に對しまして六億五千五百萬円の増でございます。二百三十三万人分を予定してございます。なお、この辺に三分の一ないし四分の一の補助となつておりますのは、大多数の市町村は三分の一でございますが、交付税の非交付団体につきましては四分の一というわけでございます。

次に、8番目の公害防止対策費、これにつきましては、基礎的な調査を一段と進めてまいりたい所存で、新産都市とか、その他重要都市を指定いたしました。これに對する各種の調査を徹底すること、地方衛生研究所にそういう必要な設備をいたしまして、この研究を進めてまいりたいというわけでございます。

次に、9番の医療機関の整備費につきましては、まず、公的医療機関の整備につきましては、前年一億一千万に對して一千万の増であります。一般病床、これは新設百三十床、増床四百七十床の増床のほか、ガン病院とか小児専門病院とか、そういう特殊病院の設置を何カ所か考へております。次に、(2)の僻地医療対策につきましては、従来も意を払つておるところでございますが、これを一段と促進してまいりたい所存で、診療所の整備とか巡回診療車、船、そういったものの整備でございます。

次の一二ページの(5)番に僻地巡回診療班経費九十六万円組まれておりますが、これは新規でございますが、地方の医科大学で僻地の巡回診療を奉仕的にやってくれておるところがございまして、そういうところに対して若干の補助をいたしたいというわけでございます。

次の保健婦、助産婦、看護婦等の確保対策費、これにつきましては、養成所の整備とか賃金制度を従来どおり進めてまいりたいというわけでございます。

11番の医療金融公庫につきましては、前年二十六億の政府出資に對して三億増の二十九億でございます。これはカッとしてありますのは、大蔵省の予算に計上されるわけでございまして、この政府出資のほかに、資金運用部から借入れ金としまして八十五億、それから自己資金、回収金の運用によつて二十一億、したがって、貸し付け原資としましては百三十五億を考へております。

次の12番の国立病院の財源繰り入れ

は、これは後ほど国病の待合予算が出てまいりますが、国病待合への一般会計繰り入れでありまして、整備費等のために約十七億、その他の経費のために十四億ほど受け入れております。

次の13番の麻薬対策費、これは昨年急速に伸びたわけでございまして、本年も大体その内容を踏襲して実施してまいりたい所存でございますが、麻薬取締員も十五名増員になっております。次のページの(3)の入院措置費とか施設の整備費がここ若干経費の減になつておりますのは、県の収容施設の整備費補助がなくなりまして、そのかわり国立のものをふやしていくことになつておるわけでございます。それから麻薬取締官事務所のところで一億一千万ほど減になつておりますのは、昨年事務所の整備を全面的に行なつたためでございます。取締官は十名の増員が予定されております。

次に、14番の輸血事業改善対策費は、日赤の輸血車の整備費でございます。次に、15番の生活保護費にまいりまして、これは九百十七億となつておりますが、基本をなします生活扶助の基準改定につきましては一三％のアップを考へております。飲食食物費とその他に分けますと、飲食食物費が一・七％、それから日用品その他の経費が一五・四％になつてございます。それで扶助人員は、予算上、月百五十八万四千人と見込みまして、一三％アップによつて扶助額がどのくらいになるかと申しますと、そこに例示してございまして、東京都の一級地において標準四人世帯で現行一万四千二百八十九円が一

万六千四百七十七円になります。町村等の四級地について見ますと、現行一万四千三百一十一円が一万一千七百八十七円になります。念のためにエンゲル係数は、現行五四・一％から五三・六％に下がります。そのほか、教育扶助とか葬祭扶助とか出産扶助等につきましても内容の改善がございまして、説明は省略させていただきます。

次に、一七ページのまいりまして、16番の低所得階層対策費としましては、まず、世帯更生貸付補助金は、前年八億の資金が十億と、二億ふえております。このうち一億は、特に失対労働者の立ち上がり生業資金として利用することになつておまして、労働省とタイ・アップしてこの運用をはかりたいというふうな考へております。

(2)の世帯更生運動推進費補助金のところは三千万ほど減つておりますのは、これは従来心配ごと相談所の経費がほぼ同額ぐらゐ入つておりましたが、これは零細補助金の例として落とされまして、その分は民生委員の互助共励事業の中に形を変えて含まれております。

次に、17番の社会福祉事業育成強化費、これが減になつておりますのは、次のページの振興会出資の減の影響でございます。社会福祉事業振興会の出資は、前年一億五千万が一億円に減つておりますが、そのかわりに資金運用部から別に三億の借入れをすることになつております。次は、民間社会福祉事業助成費としまして一億一千万ほど組まれておりますが、内容は、社会福祉施設の職員の退職手当共済事業費補助金、これはその給付費の補助の基

本額が八千円から一万円に改善されております。それから、いろいろな社会

福祉事業育成費、互助共励事業とか社協の活動費でございます。

次は18番の身体障害者保護費、これは大体従来と同じ内容のものでございまして、省略させていただきます。

次の19番は精神薄弱者の保護費、これは施設事務費のほか、更生相談所とか、それから職親委託費とか、大体従来と同じような内容のものでござい

ます。次に20番の婦人保護費、これも婦人相談所とか婦人施設の事務費等でございます。

次に21番の地方改善事業費、これはまず同和地区改善関係の経費としまして三億九千二百万円、対前年二八％ほど伸びております。これは隣保館とか共同浴場、作業場、あるいは下水排水路、そういったものの整備費でございます。それから(2)として不良環境地区改善施設整備費、スラム街とかアイヌ部落等の地域に對しまして、同じく生活館とか共同浴場とか、そういったものを整備する費用でございます。これは対前年一六％伸びております。

次は22番の老人福祉対策費、これも老人福祉法の趣旨に沿ひまして、一段と改善を加えてまいりたい所存でございます。健康診断も、五年に一回を三年に一回と、だんだんとふやしてまいりたい、それから老人クラブも、現在一六六万六千、来年は二百万ほど考へております。あとは老人ホームの費用とか、従来と同じような内容のものでござい

ます。

一二ページの一番下にまいりまして、社会福祉施設整備費として二十五億四千万円組んでございます。これは、来年から社会局関係の施設と児童

局関係のいろいろの施設とを合わせてここに一つの項目にまとめまして、その融通ある運営をはかりたいという趣旨でございます。前年に比べて五億以上ふえておりますが、これによって老人福祉施設とか、身体障害者の施設とか、あるいは児童施設、児童遊園、母子健康センターとか、身体障害児の施設とか、すべての施設整備をやっているわけでありまして、補助率は大体二つの一のものが多いでございますが、若三分の一のものもございます。なお、整備の単価も、坪当たり五万円から五万五千円にアップしております。

次は、24番の児童保護費、総額二百十三億円でございますが、これも生活保護に準じて、内容改善とか、施設の職員の処遇改善でございます。飲食物費のアップとか間食費で、一日五円から十円に倍増しております。保育所ににつきましては、同じような内容改善のほか、次の二四ページに、引き続き季節保育所とか、僻地の保育所の整備、あるいは産休代替母の確保、そういったような経費が組まれてございます。

それから二五ページには、(3)以下、未熟児とか妊娠中毒症とか、そういった母子保健衛生に関する経費が、大体従来と同じようなものが組まれております。ただ、(6)に、母子登録管理費、これが新規でございます。母子の衛生管理を一段と強化するために、とりあえず母子健康センターを設置しているような市町村百カ所を選びまして、ここで登録管理をしまして、この指導の徹底をはかりたいという趣旨でございます。次に(7)は、身体障害児の援護費、これは障害児の医療保護のほか、

北海道のマザース・ホーム等に対する補助金でございます。(8)の児童健全育成対策、これは児童の積極面の対策でございます。母親クラブとか児童館等の経費でございます。それから(9)の家庭児童対策費、これも新規の施策でございます。児童の問題を、家庭を含めて、総合的に指導する必要があるというところから、今後五年計画をもちまして、全福祉事務所一千三十カ所に相談室を設置しまして、ここにそういう家庭対策専門のケースワーカーを置きまして、問題家庭の指導教育に当たるとい趣旨のものであります。来年度は、とりあえずその二百十カ所分につきましては、一カ所に二人ずつ非常勤の相談員を置くという経費でございます。それから(10)は重症心身障害児の療育費の補助、これは島田療育園、びわこ学園の増床に伴う療育費の増でございます。

次に、25番目の社会事業施設職員処遇改善費としてまとめてございますが、これは経費は書いてございませんが、いままで述べましたところの各施設の事務費の中に計上されておるものでございます。念のために再掲いたしますが、来年度社会事業施設の職員の処遇改善として、右に書いてありますような本俸の手直し、初任給の是正、前年公務員の給与改定をやりまして、間に合わない分は是正とか、それから職員の増員、あるいはいろいろな手当の増額、通勤手当とか超勤とか夜勤手当、そういったものの増額、あるいは社会保険の事業主負担分をみると、そういったものを計上しております。社会事業関係全部合わせまして、

約二十億ほどの処遇改善経費が組まれておるわけでございます。

次の26番は、母子福祉対策関係の経費としましては、まず、母子福祉貸付金、これは前年四億が一億増額になっております。

それから次の27番の児童扶養手当、これは後に述べます福祉年金の改正にあわせまして内容の改善をいたしまして、扶養義務者の所得制限を緩和する、六十万から六十五万に引き上げる、あるいは精神、結核等の重度廃疾児をかかえておる家庭につきましては、従来十五才までしか支給できなかったものを二十才まで引き上げるといったような改善をいたす予定でございます。

次の二八ページの28番の重度精薄児扶養手当、これも新規の施策でございます。まして、重度の精薄児をかかえておる家庭の養育者に対して、月一人千円の扶養手当を支給しようというものでございます。予算上、支給対象は約三万七千五百件ほど計上してございます。

それから、次の29の家族計画普及費補助、これは従来どおり受胎調節の実施指導員の手当等でございます。手当は一件について七十円から八十五円と、単価の増になっております。

次の30番は、社会保険国庫負担金、これは後ほど各特別会計の予算が出てまいります。国庫繰り入れ金として全部で百五十三億ほどでございます。その内訳は省略させていただきます。下にまいりまして、31番の健康保険組合補助、これは従来どおり事務費の補助と、弱小組合に対する給付費の補助金でございます。

32番の国民健康保険助成費、これは八百四十四億、前年に対して百七十六億の増でございますが、内容的に目新しいものは、(3)の療養給付改善特別補助金でございます。これは前年世帯主に対する七割給付を改善実施いたしました。これに引き続き、今度は世帯員に対して七割給付を実施しようというものであります。四十年から四十二年計画をもって実施する予定でございます。それで、その五割から七割にアップする分、二割相当額について四分の三を国が補助するという経費でございます。また、(4)の僻地往診料特別補助金、これも新規の施策でございます。これは離島等の僻地に医師が行く場合の往診料は、現行の点数ではとてもまかなえないので、こういうところにつぎましては特別往診料を設定しまして、それに伴い増加する保険者の負担分について、その四分の三を国でみてやろうというわけでありまして、次に(5)の事務費補助金、これは被保険者一人当たり、市町村については百三十五円を百五十円に、組合については百四十円に単価のアップをみてでございます。また、(6)の助産費補助金が若干減っております。これは、前年件数の見積もりが過大でありまして、これを実績に修正したわけでございます。それから、(7)の保健婦補助金につきましても、一人当たりの額をふやしてございます。

(8)の直診の整備費補助金は、前年どおり一億九千四百万、(9)の国保団体連合会の補助金は二億から二億五千万と、五千万の増になっております。

次の33番は国民年金国庫負担金、これは次のページにまいりまして、(2)の福祉年金につきまして給付改善をいたす予定でございます。三つございまして、一つは、公的年金と福祉年金との併給限度額の引き上げ、従来戦争、公務によるものの公的年金受給者について、七万円以下のものについて福祉年金との併給を実施してまいりましたが、これがだんだん恩給の増額に伴って、事業上支給停止になっておりましたので、これを限度額を八万円に引き上げることによってさらに継続したいというわけでございます。

二番目は、障害に福祉年金につきまして、従来は外科障害についてだけみておりましたが、これを結核とか精神病のような内部疾患についても取り入れようという趣旨でございます。

三番目は、扶養義務者の所得制限を、前年に引き続き、六十万から六十五万円へとさらに緩和したいというわけでございます。

次に、34番以下は援護関係の費用でございますが、いずれも従来と同じ趣旨のものであります。金額の減になっておりますのは、だんだんと対象が減っておりますのでございます。

34番は、在日朝鮮人の帰還援護費。35番は、留守家族等援護法による手当の支給費でございます。

次に、三四ページへ参りまして、36番の、戦傷病者戦没者遺族等援護費につきまして、カッコの二番に書いてございますが、一部改正を実施しまして給付改善をいたします公務傷病の範囲の拡大とか、遺族範囲の拡大とか、特別年金の支給の緩和とか、支給要件緩和とか、幾つかの改正をいたす予定でございます。

それから、37番の戦傷病者特別援護費、これは昨年成立いたしました戦傷

病者特別援護法につきまして、若干の手直しをいたしたいという改正でございませう。

次に、三六ページにまいりまして、三十八番の国立公園等の整備費につきまして、前年四億五千万円から五億三千万円へと大幅に増額になっております。内容は、国立公園とか国立公園等の整備費でございまして、なお、国立公園等は局に昇格になる予定でございませう。

次に三十九番の社会保障研究所費は千六百万組まれております。が、これは先ほど大臣の所信表明にもありましたとおり、社会保障の根本的な総合的な研究機関として、特殊法人の形をもってこの研究所をつくりたいというわけでありまして、初年度は準備費的なものでございまして、最初の構成員として、理事、研究員、専門委員その他合わせまして二十八名を予定してございませう。

以上が一般会計の予算でございまして次に三八ページ以下に特別会計の予算を書いてございませう。三八ページは厚生保険特別会計、健康増進につきましては、一般会計から前年どおり五億の受け入れをするほか、財政状態が悪化してまいりましたので、積み立て金から七十億の受け入れをする予定になっております。

次に、三九ページにまいりまして、日雇健康増進は非常に財政のバランスシートが苦しいわけにございませうが、来年度は三割五分の国庫負担のほか、借り入れ金として百三億ほど受け入れてつじつまを合わせるといふような金勘定と業務勘定につきまして

は、特別申し上げるほどのこともございませう。

次に、四二ページにまいりまして、船員保険特別会計につきまして、一般会計から、疾病その他につきまして八億ほどの受け入れをしてございませう。

次に、四三ページは国立病院の特別会計、これは一般会計から三十二億を受け入れるほか、資金運用部から二十億借り入れて、これをもって病院の特別整備をしたいという所存でございませう。歳出のほうにまいりまして、施設整備費として四十六億組まれてございませう。このうち約三十二億ほどが三十病院の特別整備計画を五カ年計画をもってやっていこうという趣旨のものでありませう。

次に、四五ページはあへん特会でございませうが、特別に申し上げるほどのこともございませう。

次に、四六ページに国民年金特別会計でございませう。一般会計受け入れ百四十四億、そのうち保険料免除分は約一五%を見込んでございませう。あとは特別のことはございませうが、最後に四八ページの終りから四九ページにかかまして、国民年金の拠出年金、市町村事務取扱費の単価を、被保険者一人当たり百二十円から百三十円へとアップしてございませう。

以上でございませうが、一般会計並びに特別会計の主要項目についての説明を終りませう。

○委員長(鈴木強君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木強君) 速記をつけてください。

○藤田藤太郎君 このいま予定されている法案のほかに、前国会から継続して出てくる清掃法の問題やその他があると思うので、そこで、あとの法案のことについてはいま議論をいたしませんけれども、この法案に対しては、できるだけ、詳しい説明書をつけて、そして状態その他の資料を十分に付けてひとつ出してもらいたい。こっちで委員会問題になってから、資料が時間がかかってから出てくるというようなことのないように、去年からこしらえられた法案ですから、そういう準備だけは十分に、ひとつ法律が出てくれば、われわれのほうでそれを見れば多少その沿革がわかるような仕組みで法律案を提案してもらいたい、これをお願いしておきたい。

○政府委員(梅本純正君) ただいまの御趣旨に沿って、十分な資料を整えて提出したいと思っております。

○加藤武徳君 私は、いまの藤田さんの御意見に全く同感でございませう。できるだけ豊富な資料を同時に付けて付託できる、そのような配慮をぜひお願いしたいと思っております。同時に、委員長にお願したいのは、いままで予備審査の段階で十分必ずしも審査ができておらん。もとより衆議院側から早く参議院に回してもらわなければならぬし、わがほうに本付託になったものも、早目に十分審議しなければならぬのですが、委員長におかれて今後できるだけ審議を促進して、審議のためにうんと時間をさくのだ、こういう基本で委員長もぜひ運営願いたい、このことを希望しておきます。

○委員長(鈴木強君) 委員長への御希望につきましては、理事の皆さんとも十分御相談申し上げますので、御趣旨は全く同感でございませうから、よく御相談して、円満に運営したいと思っております。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

十分御相談申し上げますので、御趣旨は全く同感でございませうから、よく御相談して、円満に運営したいと思っております。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

一月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、労働災害の防止に関する法律案

労働災害の防止に関する法律案

第六章 罰則(第七十条―第七十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働災害防止計画を樹立し、労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、及び労働災害の防止に関する特別規制を行なうことにより、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)その他労働者の安全及び衛生に関する法令と相まって、総合的かつ計画的な労働災害防止対策の推進を図り、もつて労働災害を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働災害労働者の就業に係る建設物、設備、原料、材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動によつて、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。

三 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

四 指定業種 労働大臣が、労働災害の発生率その他の事情を考慮し、中央労働基準審議会の意見を聞いて指定する業種をいう。

五 注文者 仕事を他の者に請け負わせている者をいう。

目次

第一章 総則(第一条―第二条)

第二章 労働災害防止計画(第三条―第七条)

第三章 労働災害防止団体

第一節 通則(第八条―第十条)

第二節 中央労働災害防止協会(第十一条―第三十五条)

第三節 労働災害防止協会(第三十六―第五十条)

第四節 監督(第五十一条―第五十三条)

第五節 補則(第五十四条―第五十六条)

第四章 労働災害の防止に関する特別規制

第一節 元方事業主等の義務(第五十七条―第六十条)

第二節 緊急措置(第六十一条)

第三節 監督等(第六十二条―第六十七条)

第五章 雑則(第六十八―第六十九条)

六 発注者 注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。

七 請負人 仕事を注文者から請け負っている者をいう。

第二章 労働災害防止計画

(基本計画)

第三条 労働大臣は、五年ごとに、中央労働基準審議会の意見を聞いて、労働災害の減少目標その他労働災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた労働災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

(実施計画)

第四条 労働大臣は、毎年、中央労働基準審議会の意見を聞いて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた労働災害防止実施計画(以下「実施計画」という。)を作成しなければならない。

一 労働災害の減少目標
二 労働災害の防止に関し重点をおくべき業種及び労働災害の種類

三 労働災害の防止のための主要な対策に関する事項
四 その他労働災害の防止に関し重要な事項

(変更)
第五条 労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、中央労働基準審議会の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

(公表)
第六条 労働大臣は、基本計画又は

実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(勧告等)

第七条 労働大臣は、基本計画又は実施計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

第三章 労働災害防止団体

第一節 通則

(種類)

第八条 この法律による労働災害の防止を目的として組織された団体(以下「労働災害防止団体」という。)は、次に掲げるものとする。

一 中央労働災害防止協会(以下「中央協会」という。)
二 労働災害防止協会(以下「協会」という。)

第九条 労働災害防止団体は、法人とする。

二 労働災害防止団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

三 労働災害防止団体でないものは、その名称中に労働災害防止協会という文字を用いてはならない。

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)の規定は、労働災害防止団体に準用する。

(登記)

第十条 労働災害防止団体は、政令

で定めるところにより、登記しなければならない。

二 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 中央労働災害防止協会

(業務)

第十一条 中央協会は、労働災害の防止に関し、会員間の連絡及び調整を図るほか、次の業務を行なうものとする。

一 事業主、事業主の団体等が行なう労働災害の防止のための活動を促進すること。

二 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。

三 技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

四 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

五 労働者の技能に関する講習を行なうこと。

六 情報及び資料を収集し、及び提供すること。

七 調査及び広報を行なうこと。

八 その他必要な業務を行なうこと。

二 前項第三号の業務は、指定業種に属する事業以外の事業の事業主及びその事業主の団体に対して行なうものとする。

三 中央協会は、第一項の業務を行なうにあつては、基本計画及び実施計画に即応するように努めなければならない。

(安全管理士及び衛生管理士)
第十二条 中央協会は、前条第一項の業務のうち労働災害の防止に関する技術的な事項に係るものを行なわせるため、安全管理士及び衛生管理士を置かなければならない。

二 前項の安全管理士及び衛生管理士は、労働省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

(会員の資格)
第十三条 中央協会の会員の資格を有するものは、次に掲げる法人その他の団体とする。

一 協会
二 全国的な事業主の団体で労働災害の防止のための活動を行なうもの

三 前二号に掲げるもののほか、労働災害の防止のための活動を行なう団体で定款で定めるもの
(加入)
第十四条 協会は、すべて中央協会の会員となる。

二 中央協会は、前条第一号及び第三号の法人その他の団体が中央協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

(会費)
第十五条 中央協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

(設立)
第十六条 中央協会は、全国を通じて一個設立することができるもの

とする。

(発起人)

第十七条 中央協会を設立するには、その会員になろうとする五以上の法人その他の団体が発起人となることを要する。

(創立総会)

第十八条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一月前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

二 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

三 創立総会の議事は、会員の資格を有する法人その他の団体でその会日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

四 民法第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、創立総会の議決に準用する。

(設立の認可)

第十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び労働省令で定める事項を記載した書面を労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(成立の時期等)

第二十条 中央協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

二 中央協会は、成立の日から二週間以内に、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(定款)

第二十一条 中央協会の定款には、

次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 業務

四 主たる事務所の所在地

五 会員の資格に関する事項

六 会員の加入及び脱退に関する事項

七 会員の権利及び義務に関する事項

八 会費に関する事項

九 役員に関する事項

十 参与に関する事項

十一 総会に関する事項

十二 会計に関する事項

十三 事業年度

十四 公告の方法

2 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十二條 中央協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、中央協会の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員の任免及び任期)

第二十三條 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立

当時の役員は、創立総会において選任する。

2 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、創立当時の役員の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とする。

(監事の兼職の禁止)

第二十四條 監事は、会長、理事又は中央協会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第二十五條 中央協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が中央協会を代表する。

(決算関係書類の提出等)

第二十六條 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(参与)

第二十七條 中央協会に、参与を置く。

2 参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3 参与は、労働災害の防止に関し学識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、定款で定める。

(総会の招集)

第二十八條 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第二十九條 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画及び収支予算の決定

三 解散

四 会員の除名

五 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第三十條 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一号、第三号及び第四号の事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(総会に関する民法の準用)

第三十一條 民法第六十一条第二項(臨時総会招集請求権)、第六十二条(総会招集の手続)、第六十四条(総会の決議事項)、第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、中央協会の総会に準用する。

(解散)

第三十二條 中央協会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 設立の認可の取消し

2 中央協会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第三十三條 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には労働大臣が選任する。

第三十四條 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て労働大臣の認可を受けなければならない。

2 総会が前項の議決をしないときは、又はすることができないときは、清算人は、労働大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、労働災害の防止のための活動を行なう団体に帰属させなければならない。

(解散及び清算に関する民法等の準用)

第三十五條 民法第七十条(法人の破産)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く)及び第八十三条(清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三十六條、第三十七條並びに第三十八條(法人の清算の監督)の規定は、中央協会の解散及び清算に準用する。

第二節 労働災害防止協会

(業務)

第三十六條 協会は、次の業務を行なうものとする。

一 労働災害防止規程を設定すること。

二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

2 協会は、前項の業務のほか、当該指定業種に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行なうことができる。

一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。

三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。

四 調査及び広報を行なうこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

3 協会は、前二項の業務のほか、労働大臣の要請があつたときは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体の役員でないものに対し第一項第二号の業務を行なうことができる。

4 第十一條第三項及び第十二條の規定は、協会に準用する。この場合において、第十一條第三項中「第一項」とあり、第十二條第一項中「前条第一項」とあるのは、「第三十六條第一項から第三項まで」と読み替へるものとする。

(労働災害防止規程)

第三十七條 労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

一 適用範囲に関する事項

二 労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的措置に関する事項

三 前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項

2 協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

(労働災害防止規程の認可)

第三十八条 労働災害防止規程は、労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可の申請に係る労働災害防止規程が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしない。

一 内容が法令に違反しないこと。

二 設定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 労働者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3 労働大臣は、労働災害防止規程が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該協会に對してその労働災害防止規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消さなければならない。

(労働災害防止規程の廃止の届出)
第三十九条 協会は、労働災害防止規程を廃止したときは、遅滞な

く、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(関係労働者等の意見の聴取)

第四十条 協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働災害の防止に関し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(会員の順守義務等)

第四十一条 会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

2 会員である事業主の事業に係る就業規則は、労働災害防止規程に反するものであつてはならない。

3 前二項の規定は、労働災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

(会員)

第四十二条 協会の会員の資格を有するものは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体とする。

2 第十四条第二項及び第十五条の規定は、協会に準用する。

(設立)

第四十三条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとす

2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使用する労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数に労働省令で定める率を乗じて得た数をご

えることとなるときでなければ、設立することができない。

(発起人)

第四十四条 協会を設立するには、その会員にならうとする二十人以上のものが発起人となることを要する。

(設立に関する準用)

第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

(定款)

第四十六条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 業務
四 主たる事務所の所在地
五 会員の資格に関する事項
六 会員の加入及び脱退に関する事項
七 会員の権利及び義務に関する事項

八 会費に関する事項
九 役員に関する事項
十 参与に関する事項
十一 総会及び総代会に関する事項

十二 会計に関する事項
十三 事業年度
十四 公告の方法
2 第二十一条第二項の規定は、協会の定款の変更に準用する。

(役員等)
第四十七条 協会の役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 協会の参与を置く。

3 第二十二條第二項から第四項ま

で及び第二十三條から第二十六條まで並びに第二十七條第二項から第四項までの規定は、協会の役員及び参与に準用する。

(総会)

第四十八条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
三 労働災害防止規程の設定、変更又は廃止
四 解散
五 会員の除名
六 その他定款で定める事項

4 第三十条並びに民法第六十一条第二項(臨時總會招集請求權)、第六十二条(總會招集の手続)、第六十四條(總會の決議事項)、第六十五條及び第六十六條(表決權)の規定は、協会の総会に準用する。この場合において、第三十条中「前条第一号、第三号及び第四号」とあるのは、「第四十八條第三項第一号及び第三号から第五号まで」と読み替へるものとする。

(総代会)

第四十九条 会員の総数が三百人をこえる協会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款で定めるところに

より、会員のうちから選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時ににおける会員の総数の十分の二(会員の総数が千人をこえる協会にあつては、二百人)を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総会に関する規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。

6 総代会においては、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く。)をすることができない。

第五十条 第三十二條から第三十四条まで並びに民法第七十条(法人の破産)、第七十二条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。及び第八十二条(清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五條第二項及び第三項、第三十六條、第三十七條並びに第百三十八條(法人の清算の監督)の規定は、協会の解散及び清算に準用する。

第四節 監督

(決算関係書類の提出)
第五十一条 労働災害防止団体は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録

を労働大臣に提出しなければならない。

(報告等)

第五十二条 労働大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、労働災害防止団体に対して、その業務に必要の報告を命じ、又はその職員に、労働災害防止団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告等)

第五十三条 労働大臣は、労働災害防止団体の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その労働災害防止団体に対してこれを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合に次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。

一 業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 設立の認可を取り消すこと。

2 労働大臣は、協会が第四十三条第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

第五節 補則

(補助)

第五十四条 政府は、労働災害防止団体に対して、労働者災害保険保険特別会計の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

(関係行政庁との連絡)

第五十五条 労働災害防止団体は、その業務を行なうにあつては、関係行政庁と密接に連絡するものとする。

(秘密保持義務)

第五十六条 安全管理士及び衛生管理士又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 労働災害防止団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者でその職務に関して前項の秘密を知り得たものも、同項と同様とする。

第四章 労働災害の防止に関する特別規制

第一節 元方事業主等の義務

(元方事業主の義務)

第五十七条 建設業(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業をいう)その他労働者省令で定める事業の事業主で一の場所において行なう当該事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものは、その労働者及び当該請負人(当該仕事の数回の請負契約によつて行なわれる場合には、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む)の労働者が当該場所において作業を行なう場合には、労働者省令で定めるところにより、当該労働者の作業が同一の場所において行なわれることによつて生ずる労働災害を防止するため、統轄管理者の選任、協議組織の設置、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数回の請負契約によつて行なわれることにより同項の措置を講ずべき事業主が二以上あることとなる場合において、甲事業主の労働者に関し乙事業主が同項の措置を講ずべきときは、甲事業主については、適用しない。

3 第一項の事業の仕事の発注者(同項の措置を講ずべき者を除く)は、一の場所において行なわれる同項の事業の仕事が二以上の請負人に請け負われている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、労働者省令で定めるところにより、請負人である当該仕事を自ら行なう事業主であるものの中から、第一項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる同項の事業の仕事の全部を請け負つた者(同項の措置を講ずべき者を除く)で、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせているものについても、同様とする。

4 前項の指名がされたときは、当該指名された事業主は、当該場所において当該仕事の仕事に従事する

すべての労働者に関して第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業主及び当該指名された事業主以外の事業主については、第一項の規定は、適用しない。

5 第三項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、都道府県労働基準局長がする。

6 都道府県労働基準局長は、労働者省令で定めるところにより、前項の権限を労働基準監督署長に行なわせることができる。

(建設物等についての注文者の義務)

第五十八条 前条第一項の事業の仕事を行なう注文者は、建設物若しくは設備又は原料若しくは材料(以下「建設物等」という)を、当該仕事を行なう場所においてその請負人(当該仕事の数回の請負契約によつて行なわれる場合には、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む)の労働者に使用させる場合には、当該建設物等について、労働者省令で定めるところにより、当該労働者の労働災害を防止するための措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数回の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなる場合には、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

(請負人等の義務)

第五十九条 第五十七条第一項又は第四項の場合において、同条の規定により同条第一項に規定する措置を講ずべき事業主(以下「元方事業主」という)以外の請負人で当該仕事を自ら行なうものは、同条第一項又は第四項の規定に基づき講ぜられる措置に並び、労働者省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

2 前条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者の使用者である請負人は、同項の規定に基づき講ぜられる措置に並び、労働者省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 第五十七条第一項若しくは第四項又は前条第一項の場合において、労働者は、これらの規定又は前二項の規定に基づき講ぜられる措置に並び、労働者省令で定めるところにより、必要な事項を守らなければならない。

4 第一項及び第二項の請負人並びに前項の労働者は、元方事業主、注文者又は請負人が第五十七条第一項若しくは第四項、前条第一項又はこの条第一項若しくは第二項の規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(建設物等についての命令)

第六十条 都道府県労働基準局長は、第五十八条の規程により同条第一項に規定する措置を講ずべき注文者がその措置を講じていない場合には、当該注文者に対して、

当該建設物等の全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

2 都道府県労働基準局長は、前項の規定により注文者に命じた事項について必要な事項を使用者又は労働者に命ずることができる。

3 第五十七條第六項の規定は、前二項の権限に準用する。

第二節 緊急措置

第六十一條 都道府県労働基準局長は、労働基準法第五十五條第一項に規定する場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要の限度において、使用者に対して、作業の全部又は一部を一時停止すること、建設物等の全部又は一部の使用を一時停止することその他当該労働災害の発生を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2 都道府県労働基準局長は、前項の規定により使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

3 第五十七條第六項の規定は、前二項の権限に準用する。

第三節 監督等

(報告)

第六十二條 都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、この章の規定を実施するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、元方事業主、注文者又は請負人に対して、労働省令で定

める事項の報告を命ずることができる。

(所掌事務)

第六十三條 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この章の規定の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第六十四條 労働基準監督官は、この章の規定を実施するため必要な限度において、元方事業主、注文者又は請負人の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2 第五十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査及び質問に準用する。

第六十五條 労働基準監督官は、この章の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

第六十六條 労働基準監督官は、第五十八條第一項の注文者が当該建設物等について同項の措置を講じていない場合において、労働災害発生の急迫した危険があるときは、第六十條第一項及び第二項の規定による都道府県労働基準局長の権限を行なうことができる。

(省令の制定)

第六十七條 労働大臣は、この章の規定に基づく労働省令を制定しようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞かなければならない。

第五章 雑則

(鉱山に関する特例)

第六十八條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四條に規定する鉱業に係る業種の指定に関しては、第二條第四号中「労働大臣」とあるのは「労働大臣及び通商産業大臣」と、「中央労働基準審議会」とあるのは「中央労働基準審議会及び中央鉱山保安協議会」とする。

2 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二條第二項及び第四項の規定による鉱山における保安(衛生に関する通気及び災害時の救護を含む)に関しては、第二章中「労働大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「中央労働基準審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。

3 鉱業法第四條に規定する鉱業に係る協会に関しては、第三章(労働災害防止規程に係る部分及び第五十二條を除く)中「労働大臣」とあるのは「労働大臣及び通商産業大臣」と、「労働省令」とあるのは「通商産業省令、労働省令」と、第五十二條中「労働大臣」とあるのは「労働大臣又は通商産業大臣」とする。

(適用除外)

第六十九條 第三章の規定は、国、地方公共団体及び公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第一項第一号に規定する公共企業体が行なう事業については、適用しない。

第四項の規定による鉱山における保安(衛生に関する通気及び災害時の救護を含む)に関しては、適用しない。

3 この法律は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に関しては、適用しない。

第六章 罰則

第七十條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第五十六條の規定に違反した者

二 第五十八條第一項の規定に違反した者

三 第六十條第一項又は第六十一條第一項の規定による命令に違反した者

第七十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、五千元以下の罰金に処する。

一 第五十二條第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第五十七條第一項若しくは第四項又は第五十九條第一項から第三項までの規定に違反した者

三 第六十條第二項又は第六十一條第二項の規定による命令に違反した者

四 第六十二條の規定により報告を命ぜられて、報告せず、又は虚偽の報告をした者

五 第六十四條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由

がないのに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第七十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第七十條第二号若しくは第三号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十三條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした労働災害防止団体の発起人、役員又は清算人は、五千元以下の過料に処する。

一 この法律に基づいて労働災害防止団体が行なうことができる業務以外の業務を行なつたとき。

二 第十條第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十四條第二項(第四十二條第二項において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

四 第三十四條(第五十條において準用する場合を含む)の認可を受けないで財産処分をしたとき。

五 第三十五條又は第五十條において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

六 第三十五條又は第五十條において準用する民法の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき。

七 第五十一條に規定する書類を同条に規定する期間内に提出しなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第七十四条 第九條第三項の規定に違反したものは、(法人その他の団体であるときは、その代表者)は、五十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して、第四十一年四月第一節の規定は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第九條第三項の規定は、この法律の施行後一年間は、この法律の施行の際現に名称中に労働災害防止協会という文字を用いていないものについては、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第七号中「商工会連合会」の下に「中央労働災害防止協会、労働災害防止協会」を、「商工会の組織等に関する法律」の下に「労働災害の防止に関する法律」を加える。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員法の一部改正)

第八条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及びじん肺法(昭和三十五年法律第三十号)」を「じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)及び労働災害の防止に関する法律」に改める。

第三号)及び労働災害の防止に関する法律(昭和三十九年法律第三十号)に改める。

(法人税法の一部改正)
第五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「商工会連合会」の下に「中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を加える。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第六條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三章中第二十三條の次に次の一条を加える。
第二十三條の二 政府は、前条第一項の保険施設のほか、この保険の適用を受ける事業に係る業務災害の予防に關し必要な保険施設を行なう。

(国会議員法の一部改正)

第七條 国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項中「及びじん肺法(昭和三十五年法律第三十号)」を「じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)及び労働災害の防止に関する法律(昭和三十九年法律第三十号)」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

第八條 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

(じん肺法の一部改正)

附則第十六条中「及びじん肺法(昭和三十五年法律第三十号)」を「じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)及び労働災害の防止に関する法律」に改める。

第三号)及び労働災害の防止に関する法律(昭和三十九年法律第三十号)に改める。

關する法律(昭和三十九年法律第三十号)に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)
第九條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ナ 労働災害の防止に関する法律(昭和三十九年法律第三十号)に改める。

(労働者設置法の一部改正)

第十條 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十二號の五の次に次の三號を加える。

(労働災害の防止に関する法律の一部改正)

三十二の六 労働災害の防止に関する法律(昭和三十九年法律第三十号)に基づいて、労働災害防止基本計画及び労働災害防止実施計画を作成すること。

(労働災害の防止に関する法律の一部改正)

三十二の七 労働災害の防止に関する法律に基づいて、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会に対し、認可その他監督を行うこと。

(労働災害の防止に関する法律の一部改正)

三十二の八 労働災害の防止に関する法律に基づいて、注文者、使用者又は労働者に対して建設物等の使用の停止その他必要な事項を命ずること。

災害防止協会及び労働災害防止協会を加え、同項第十一号中「及び労働福祉事業団法」を「労働福祉事業団法及び労働災害の防止に関する法律」に改め、同条第二項

第十三條第一項の表中
中央労働基準審議会
労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

中央労働基準審議会
労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

第十五條第一項中「及び最低賃金法(これに基く命令を含む)」を「最低賃金法(これに基く命令を含む)及び労働災害の防止に関する法律(これに基く命令を含む)」に改める。

第十七條第一項中「及び最低賃金法(これに基く命令を含む)」を「最低賃金法(これに基く命令を含む)及び労働災害の防止に関する法律(これに基く命令を含む)」に改める。

(地方税法の一部改正)
第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

(労働災害の防止に関する法律の一部改正)

第七十二條の五第一項第一号中「商工会連合会」の下に「中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を加える。

(地方公務員法の一部改正)

第十二條 地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第三項を同条第四項

中「第六号の二までに掲げる事務及び」を「第六号まで及び第六号の二に掲げる事務(労働災害防止規程に係るものを除く)並びに」に改める。

労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

とし、同条第二項中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」を「労働基準法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 労働災害の防止に関する法律(昭和三十九年法律第三十号)に基づき、命令の規定は、地方公共団体の行なう労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八條第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員以外の職員に關して適用しない。

(自衛隊法の一部改正)
第十三條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八條中「及びじん肺法(昭和三十五年法律第三十号)」を「じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)及び労働災害の防止に関する法律(昭和三十九年法律第三十号)」に改める。

第三号)及び労働災害の防止に関する法律(昭和三十九年法律第三十号)に改める。

昭和三十九年二月一日印刷

昭和三十九年二月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局